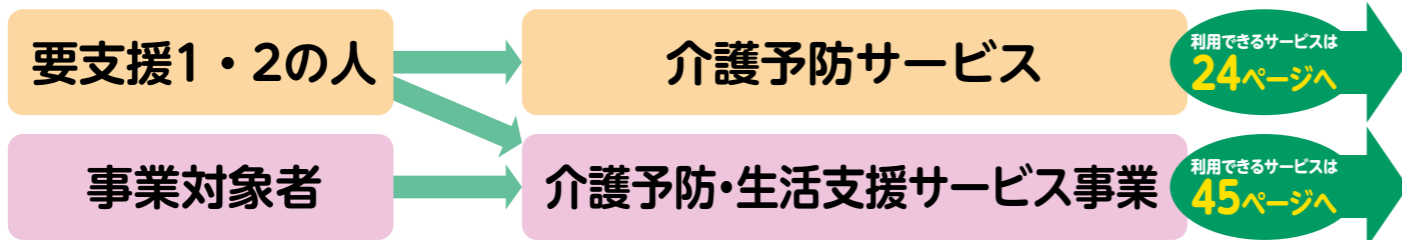


介護予防サービスと介護予防・生活

●要支援1・2と認定された方

●基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方(事業対象者)

■利用できるサービス



■利用のしかた

地域包括支援センター等に依頼して、心身の状態に応じたサービス内容を盛り込んだ介護予防ケアプランを作成します。
 ※要支援1・2の人は、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に依頼することもできます。み利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。
 ※介護予防ケアプランの作成は全額保険給付となり、利用者負担はありません。

支援サービス事業の利用のしかた

●介護予防・生活支援サービス事業を利用している方が要介護1~5のいずれかに認定された場合でも、サービスA・サービスBを継続的に利用するなど、宇都宮市が定める要件に該当する方については、継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。



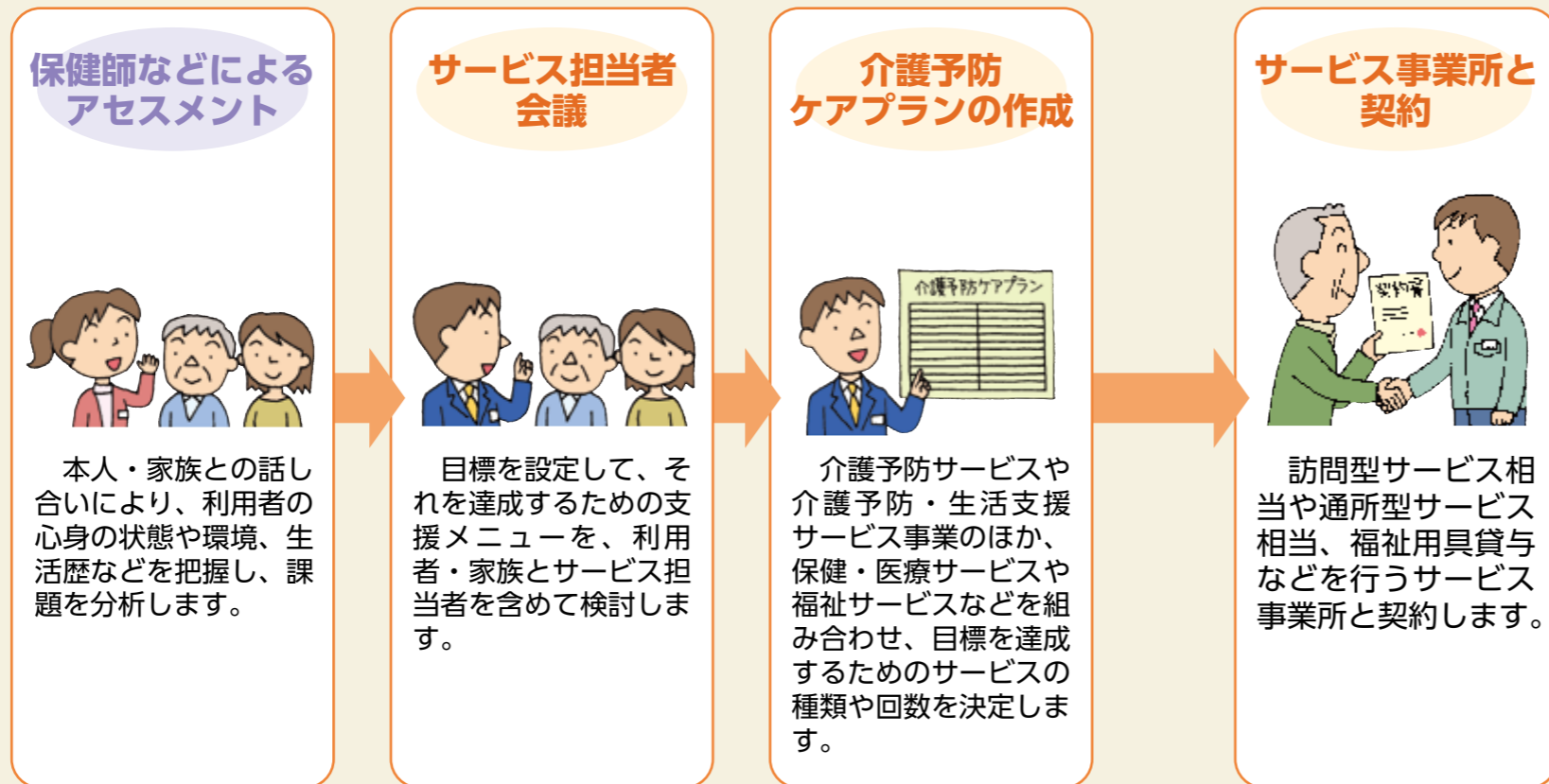
介護予防ケアプランを作成します。介護予防・生活支援サービス事業の

サービス計画(ケアプラン)の作成

認定結果の通知(要支援1・2)

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

地域包括支援センター等



介護予防サービスなどを利用



介護予防ケアプランに沿って、サービスが提供されます。
 介護予防サービス → P24
 介護予防・生活支援サービス事業 → P45
 ※一定期間ごとに効果を評価し、プランを見直します。

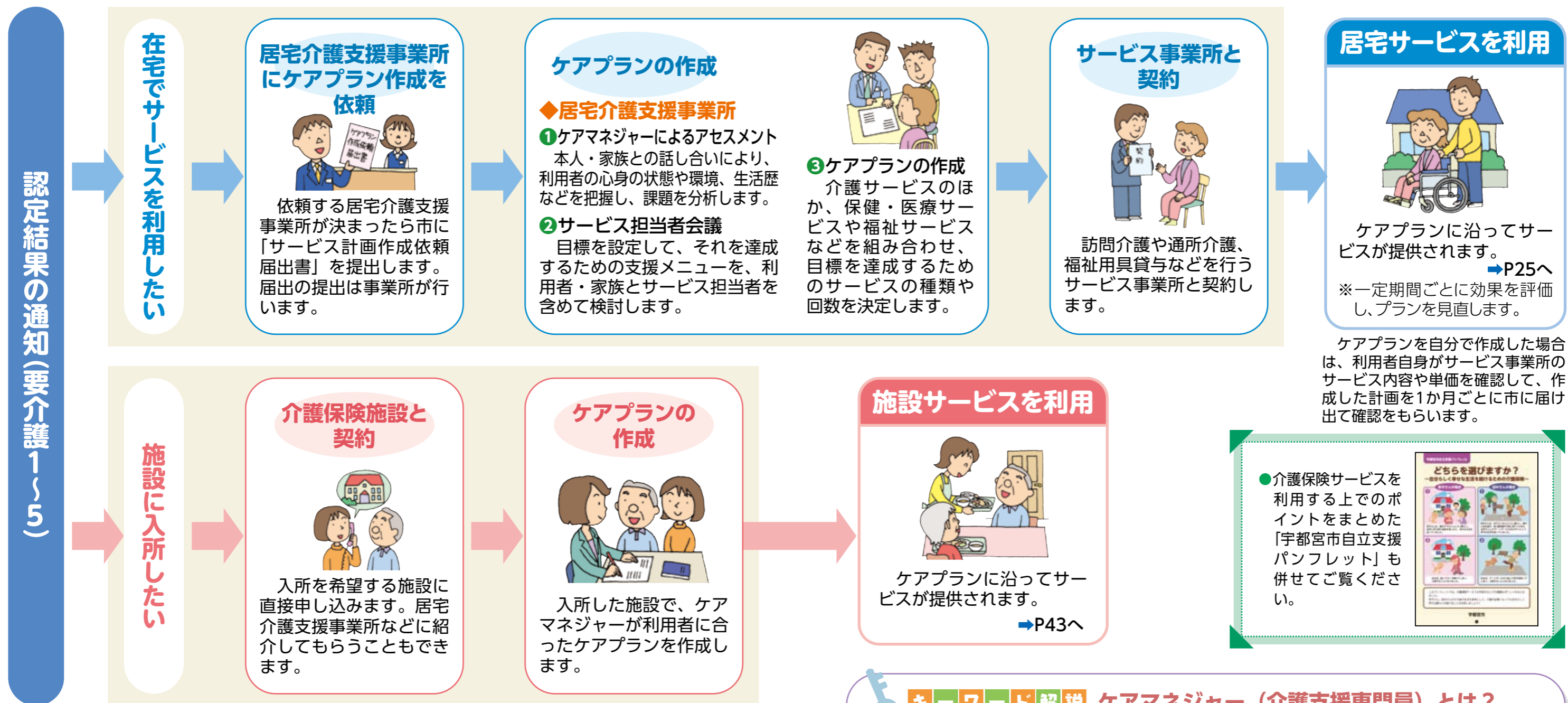
●介護保険サービスを利用する上でのポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」も併せてご覧ください。

介護サービスの利用のしかた

●要介護1～5と認定された方

「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の介護サービスを利用できます。サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所などに依頼して、心身の状況に応じたサービス内容を盛り込んだケアプランを作成します。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり利用者の負担はありません。



サービス計画(ケアプラン)の作成

●介護保険サービスを利用する上でのポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」も併せてご覧ください。

キーワード解説 居宅介護支援事業所とは？

宇都宮市の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整を行います。
※申請を代行できる事業所は厚生労働省令で定められています。

キーワード解説 ケアマネジャー(介護支援専門員)とは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望にそったケアプランを作成します。
- サービス事業所との連絡や調整を行います。